

令和 7 年 6 月 1 0 日 招 集

令和 7 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 3

議 案 番 号	件 名	備 考
8 4	薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8 5	損害賠償の額を定め、和解するについて	
8 6	令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊

議案第 8 4 号

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）の公布施行に伴い、本市においても、これに準じて本市の非常勤の職員である選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、開票立会人及び投票立会人に係る報酬の額を改定するほか、選挙事務従事者に係る報酬の額を改定しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年薩摩川内市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第８７号中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同項第８８号中「１２，８００円」を「１４，５００円」に改め、同項第８９号中「１１，３００円」を「１２，８００円」に改め、同項第９０号中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同項第９１号中「８，９００円」を「１０，１００円」に改め、同項第９２号及び第９３号中「１０，９００円」を「１２，４００円」に改め、同項第９４号中「９，６００円」を「１０，９００円」に改め、同項第９５号中「２，０００円以内」を「２，５００円以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 5 号

損害賠償の額を定め、和解するについて

市道の管理のかしによる事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 和解の相手方 住 所
氏 名
- 2 損害賠償の額 1, 1 1 0, 3 1 1 円
- 3 和解の内容の要旨
 - (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は、相手方に対し
1, 1 1 0, 3 1 1 円を支払うものとし、相手方は、当該損害賠償金のほか
本市に対して請求しないものとする。
 - (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

提 案 理 由

市道の管理のかしによる事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したいが、これについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である・・・略・・・和解・・・略・・・に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)・(15) 略

2 略

参 考

議案第 85 号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資 料）

1 事故の概要

令和 7 年 3 月 28 日午後 12 時 30 分頃、隈之城町地内の市道下木場・池尻線において、相手方車両が同市道と国道 3 号との交差点方向へ走行中、同市道の側溝の蓋の上を通過した際、当該蓋が跳ね上がり、相手方車両に当たったものである。

この事故により、相手方車両はエンジン、ターボチャージャー、オイルパン等を損傷した。

なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

区 分	損害賠償基準額	過失割合	損害賠償額
車両修理代	966,851 円		
レッカー代	33,460 円		
代車代	110,000 円		
合 計	1,110,311 円	100 パーセント	1,110,311 円
本市は、1,110,311 円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額 1,110,311 円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により補填される予定である。